

令和元年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

- 議案第6号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案
について . . . 1
- 議案第11号 三重県県税条例等の一部を改正する条例案について . . . 3、別紙
- 議案第12号 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する
条例等の一部を改正する条例案について . . . 5

【別紙資料】

(別紙) 自動車の税金 税制改正ガイド

令和元年6月21日
総 務 部

議案第6号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例案 について

1 制定理由

地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めます。

2 主な制定内容

(1) 目的(第1条)

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めることを目的とします。

(2) 定義(第2条)

この条例の対象とする職員を会計年度任用職員とします。

(3) 報酬の額(第3条)

① 会計年度任用職員の報酬は日額、時間額又は月額とします。

② 会計年度任用職員の報酬の上限額を定めます。

③ 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当相当の報酬を支給します。

(4) 報酬の支給(第4条)

会計年度任用職員が勤務しない日数及び時間数の報酬の額は支給しないこととします。

(5) 費用弁償(第5条)

会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償します。

(6) 期末手当(第6条)

6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員で一定の要件を満たす対象者に期末手当を支給します。

(7) 実施に関し必要な事項(第7条)

条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めます。

3 施行日

令和2年4月1日

(参考)

●地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋（令和2年4月1日施行）

（報酬、費用弁償及び期末手当）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

●地方公務員法（昭和25年法律第261号） 抜粋（令和2年4月1日施行）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（略）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2～7 （略）

議案第 11 号

三重県県税条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法等の一部改正等に伴い、法人事業税、自動車税等についての規定を整備するものです。

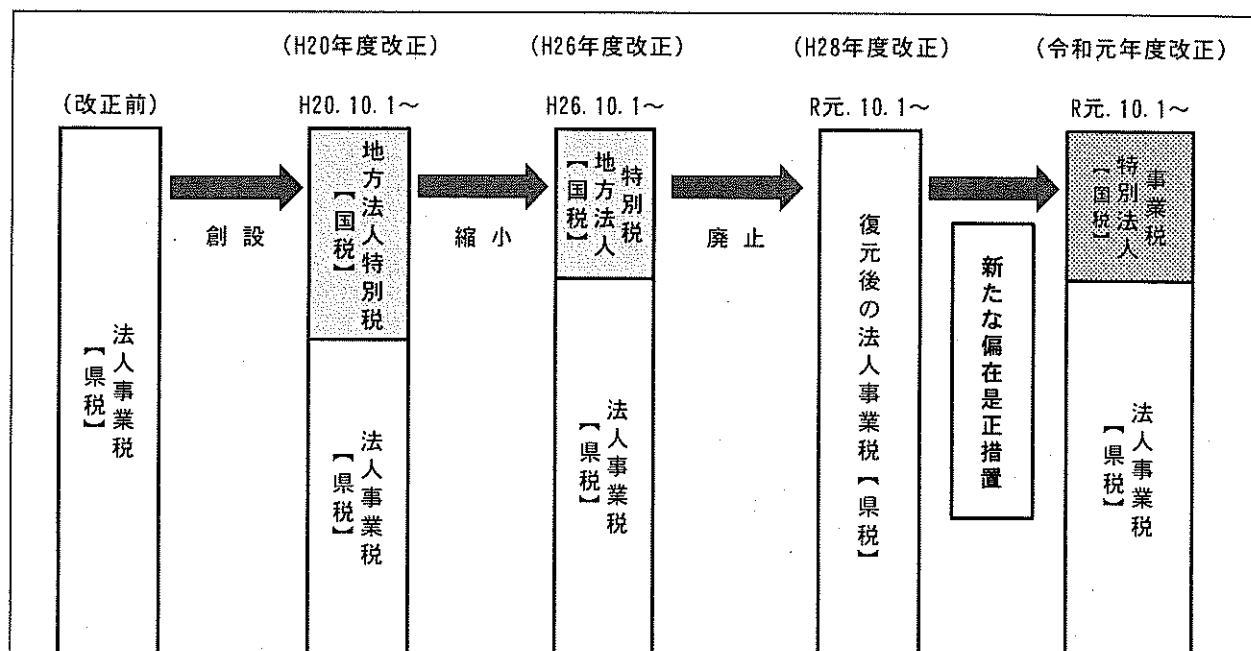
2 主な改正内容

(1) 法人事業税

平成 28 年度税制改正では、消費税率 10%段階において、法人事業税の一部を国税として全国に再配分する地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、法人事業税に復元（税率の引上げ）することとされてきました。

令和元年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたことに伴い、法人事業税の税率を引き下げるものです。（令和元年 10 月 1 日から施行）

【地方法人課税の偏在是正に係る税制改正の経緯】



	法人事業税			特別法人事業税 (国税)	【参考】現行制度	
	所得	改正前 (復元後)	改正後		法人 事業税	地方法人特別税 (国税)
外形標準 課税対象 法人	400万円以下	1.9%	0.4%	法人事業税額の 260%	0.3%	法人事業税額の 414.2%
	400～800万円	2.7%	0.7%		0.5%	
	800万円超又は 軽減税率不適用	3.6%	1.0%		0.7%	
普通法人	400万円以下	5.0%	3.5%	法人事業税額の 37%	3.4%	法人事業税額の 43.2%
	400～800万円	7.3%	5.3%		5.1%	
	800万円超又は 軽減税率不適用	9.6%	7.0%		6.7%	
収入金額課税法人		1.3%	1.0%	法人事業税額の 30%	0.9%	法人事業税額の 43.2%

- 【特別法人事業税】
- 課税標準：法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）
 - 賦課徴収：都道府県が法人事業税と併せて実施
 - 適用期日：令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
- 【特別法人事業譲与税】
- 譲与基準：「人口」
※不交付団体へは、当初算出額の25%を譲与（75%は譲与しない）
 - 譲与開始時期：令和2年度

(2) 自動車税

別紙「自動車税制（車体課税）の大幅見直しについて」のとおりです。

(3) その他の主な改正内容

ア 自動車税（種別割・環境性能割）の減免

障がい者本人（対象となる手帳と等級に該当する方に限る）が自動車を運転する場合の自動車税の減免について、身体障がい者及び戦傷病者が運転する場合に加えて、知的障がい者及び精神障がい者本人が運転する場合も減免の対象にするものです。（令和元年10月1日から施行）

区 分	本人運転		家族・介護者運転
	改正前	改正後	
知的障がい者	対象外	A1、A2、A最 重度、A重度	A1、A2、A最重度、A重度
精神障がい者		I級	

イ 改元対応

三重県県税条例に含まれる改元日以降の「平成」表記を「令和」表記に改めるものです。（公布日から施行）

議案第 12 号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案について

1 特例措置の概要

(1) 半島振興対策実施地域等の特例措置

県内の半島振興対策実施地域、過疎地域及び離島振興対策実施地域において、製造業や旅館業等の用に供する設備を新設又は増設した者に対して、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除します。

(2) 地方活力向上地域等の特例措置

地域再生法に基づき、県が作成する地域再生計画に沿って、東京 23 区から県内の地方活力向上地域等に本社、研究所等の特定業務施設を移転した者に対して、不動産取得税、法人事業税、個人事業税及び県固定資産税の一部又は全部を免除します。

【特例措置（課税免除・不均一課税）の一覧】

※ 数字は免除割合

税目 地域	事業税			不動産所得税	県固定資産税		
	1年目	2年目	3年目		1年目	2年目	3年目
半島振興対策実施地域	90%			90%	90%		
過疎地域	課税免除			課税免除	課税免除		
離島振興対策実施地域	課税免除			課税免除	課税免除		
地方活力向上地域等	50%	25%	12.5%	課税免除	課税免除	75%	50%

2 主な改正内容

(1) 半島振興対策実施地域等の特例措置

地方交付税による減収補てん措置の対象を規定する総務省令（半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令）が改正されたことに伴い、対象となる設備の新設又は増設の期限を、令和 3 年 3 月 31 日まで 2 年延長するよう規定を整備するものです。

(2) 地方活力向上地域等の特例措置

租税特別措置法が一部改正されたことに伴い、規定を整備するものです。

3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行しますが、施行期日に関わらず平成 31 年 4 月 1 日に遡って適用します。

自動車の税金
税制改正ガイド

2019年10月1日、

自動車の税が 大きく変わります

新しくなった
クルマの税を
わかりやすく
解説しよう!

自動車税(種別割)の

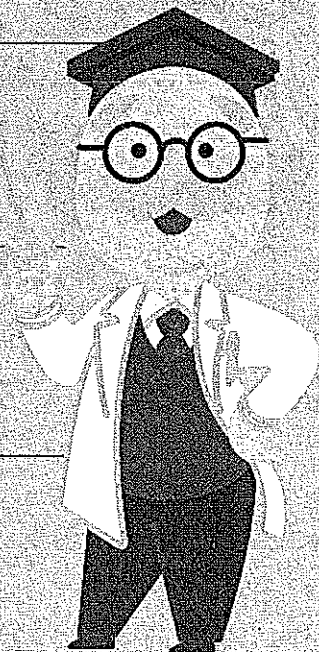
1 税率が引き下げられます

自動車取得税が廃止され、

2 環境性能割が導入されます

環境性能割が

3 臨時的に軽減されます



自動車税(種別割)の



税率が引き下げられます

2019年
10月1日
から

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた
自家用の乗用車(登録車)から、**自動車税(種別割)の税率が引き下げられます。**

*2019年10月1日以降、自動車の排気量等に応じて毎年かかる自動車税は「自動車税(種別割)」に、
軽自動車は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されます。

初回新規登録年月の確認方法 **自動車検査証部分見本** この部分をご覧ください

番号 12345	OO1年10月1日	OO運輸支局長
自動車検査証		
自動車検査証番号又は原簿番号	登録年月/交付年月	初回登録年月
品川000あ1234	OO 1年 10月 1日	OO 1年 10月 1日
車名	車種	用途
SA	乗用	自家用
車体番号	最大積載量	車両重量
1400kg	1500kg	
型式	前軸径の長さ	全長
445mm	174cm	142cm
700cm		
型式認定番号	製造国	製造区分番号
12345		123

2019年9月30日以前に
登録を受けた自動車の税率は
変更されず、
今までどおりなんじゃよ

*海外使用歴のある自動車については、
この部分では判断できませんので、
最寄りの都道府県の自動車税担当
にお問い合わせください。

自動車取得税が廃止され、



環境性能割が導入されます

2019年
10月1日
から

自動車取得税は廃止となり、
自動車の燃費性能等に応じて自動車の
購入時に払う「**環境性能割**」が導入されます。

*環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて自家用の登録率は0~3%、営業用の登録率及び軽自動車は0~2%です。

環境性能割は、
新車・中古車を問わず
対象になるんじゃ

この環境性能割は



臨時的に軽減されます

2019年
10月1日
から
1年間

2019年10月1日から2020年9月30日までの間に
自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、
環境性能割の税率1%分が軽減されます。

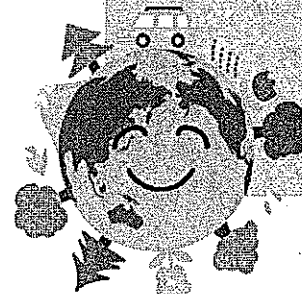
環境性能割の
臨時的軽減には、
中古車も含まれるぞ

環境性能割の軽減は、
2020年9月30日までの
1年間に限られているんじゃ



このクルマを
買ったと、
軽自動車の
新車だろ?

環境性能割は
いつまでか
続いている?



最後のページに
新しくなる自動車税の
スケジュールを
まとめたぞ！

2019年10月1日以降に初回新規登録を受けた 自家用の乗用車(登録車)の自動車税(種別割)の税率表

排気量	従来税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円(▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円(▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円(▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円(▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円(▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円(▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円(▲1,000円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円(▲1,000円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円(▲1,000円)
6,000cc超	111,000円	110,000円(▲1,000円)



自動車税の計算方法

自動車税の計算方法

*自家用の乗用車の場合

自動車の取得時
[購入時]

自動車の
取得価格



税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み

乗用車		軽自動車	
従来税率	新税率	従来税率	新税率
非課税	非課税	非課税	電気自動車等*1
1.0%	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車*2
2.0%	1.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車*2
3.0%	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準達成車*2
			上記以外

*1「電気自動車等」は、登録車の場合は電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合(3.5以下の自動車)又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合)であり、軽自動車の場合は電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成)である。
*2「電気自動車等」を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車(★★★★)に属する。

環境性能割の臨時的軽減による税率

登録車 (自家用の乗用車)

臨時的軽減後の税率
2019年10月1日から
2020年9月30日までの間

燃費性能	従来税率	軽減後の税率
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車*2	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車*2	1.0%	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車*2	2.0%	1.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%

軽自動車 (自家用の乗用車)

臨時的軽減後の税率
2019年10月1日から
2020年9月30日までの間

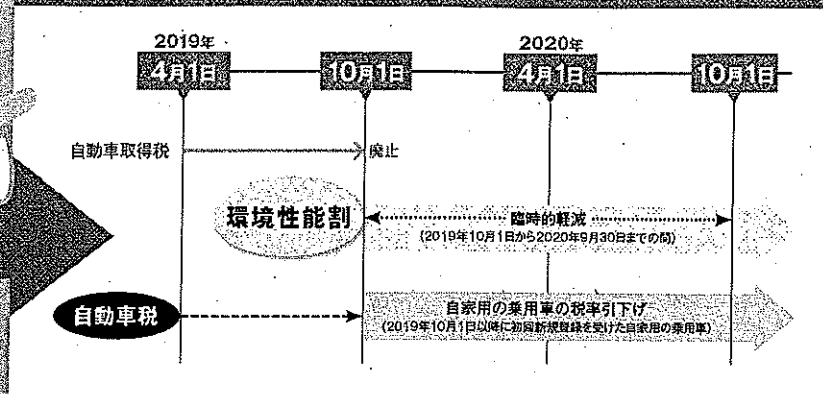
燃費性能	従来税率	軽減後の税率
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車*2	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車*2	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

これから
ひとつずつ
わかりやすく



新しくなる自動車税の
スケジュールじゃ!

自動車の税は、このように変わります



そのほかにも!



4 特例措置が見直されます

2019年
4月から
9月まで

自動車取得税のエコカー減税の見直し

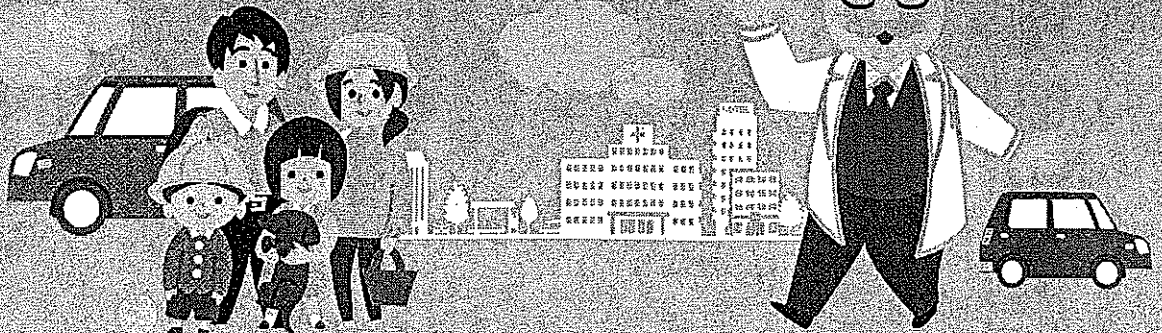
2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

*2019年10月1日から自動車取得税が廃止されます。
※上記以外に、自動車登録税のエコカー減税について見直しがあります。

2021年
4月以降

グリーン化特例(軽減)の見直し

消費税率引上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。



●詳しくは、お住まいの都道府県の自動車税担当にお問い合わせください。●このリーフレットの内容は、2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。

自動車税制（車体課税）の大幅見直しについて

令和元年6月
総務部

平成28年度税制改正において、令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに自動車の燃費性能等に応じて自動車取得時に納める自動車税環境性能割が導入されることとなりました。

さらに、令和元年度税制改正において、自動車税種別割（現行の自動車税相当分）の税率を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることとされました。この恒久減税による減収分については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとされています。

加えて、消費税率引上げに伴う対応として、自動車取得時の負担感を緩和するため、環境性能割の税率が臨時的に1%分軽減されます。

1 自動車税種別割の税率引下げ（恒久減税）【令和元年10月1日から適用】

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、すべての税率区分において、自動車税種別割の税率を引き下げます。

〔参考資料 P. 8〕

2 地方税財源の確保

（1）自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し

【令和元年10月1日から適用】

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る自動車税環境性能割の税率の適用区分を、平成28年度税制改正時のものから見直します。〔参考資料 P. 9〕

（2）グリーン化特例（軽課）の大幅見直し【令和3年4月1日から適用】

自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係る種別割のグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。ただし、消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用します。〔参考資料 P. 10〕

（3）エコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等の見直し

【平成31年4月1日から令和元年9月30日までの措置】

環境インセンティブ強化のため、乗用車（登録車及び軽自動車）に係る自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等を見直します。

（※H31. 3. 29 専決処分）〔参考資料 P. 11〕

(4) 都道府県自動車重量譲与税制度の創設【平成31年4月1日から適用】

自動車重量税の譲与割合を段階的に引き上げることで国税から地方税への税源移譲を行い、引上げ分の全額を都道府県に譲与する都道府県自動車重量譲与税制度を新たに創設します。〔参考資料 P. 12〕

(5) 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲【令和16年度から】

上記の4つの措置を講じてもおお不足する地方税財源を確保するため、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲し、地方揮発油譲与税を増額します。

〔参考資料 P. 12〕

3 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減します。

〔参考資料 P. 13〕

【参考】自動車税制（車体課税）に係る改正項目と適用年月日について

改正項目	適用年月日	3月末専決処分	6月議案上程
1 自動車税種別割の税率引下げ（恒久減税）	R元. 10. 1		○
2 (1) 自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し	R元. 10. 1		○
2 (2) グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	R3. 4. 1		○
2 (3) エコカー減税（自動車取得税）の軽減割合等の見直し	H31. 4. 1	○	
2 (4) 都道府県自動車重量譲与税制度の創設	H31. 4. 1		※
2 (5) 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲	R16. 4. 1		※
3 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減	R元. 10. 1		○

※H31. 3. 30 自動車重量譲与税法・地方揮発油譲与税法の一部改正により対応済。

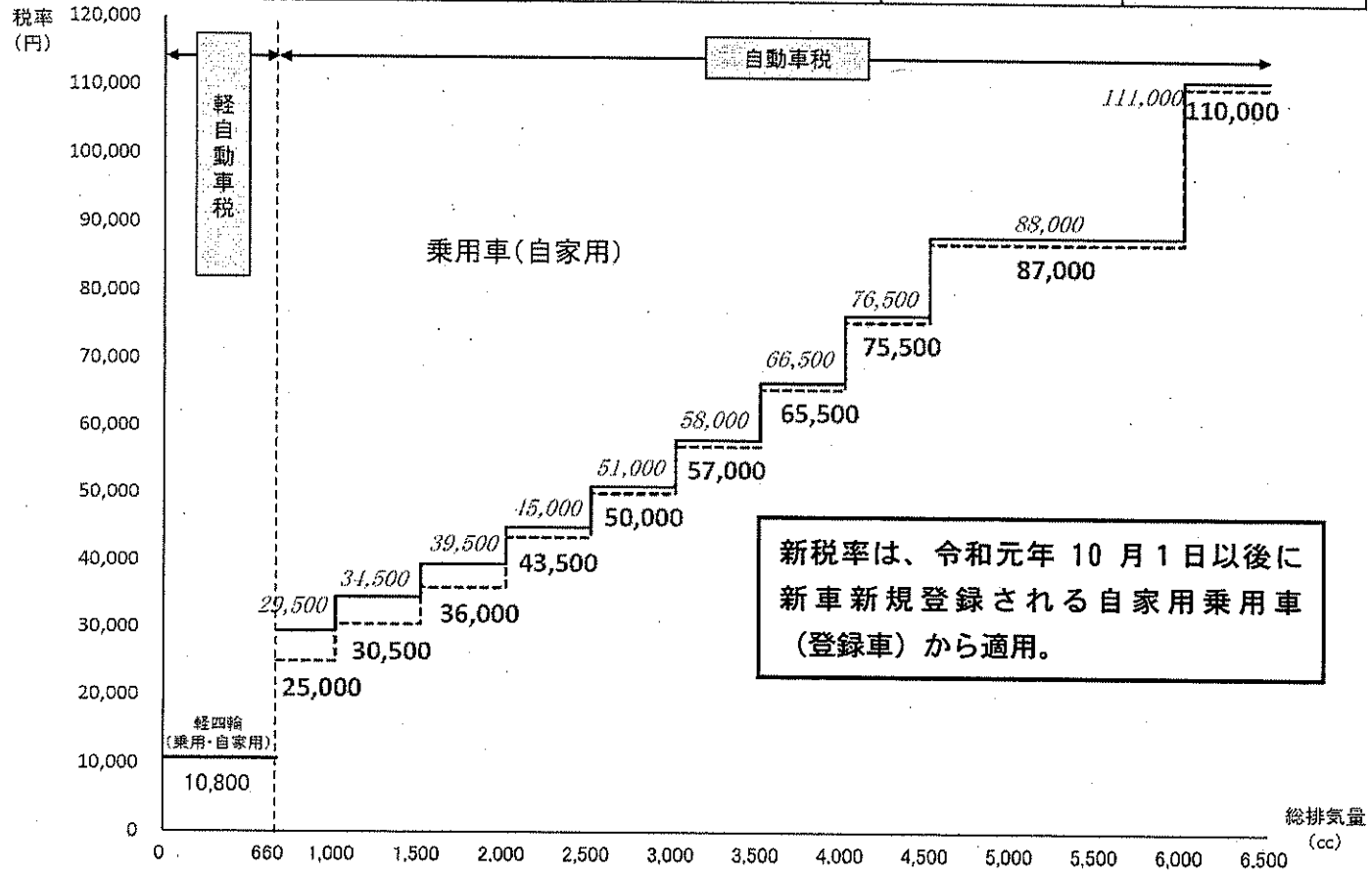
※平成 31 年 3 月 8 日 予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料を加筆修正

令和元年度税制改正について

— 車体課税関係資料 —

1 自動車税種別割の税率引下げ（恒久減税）【令和元年10月1日から適用】

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



2 (1) 自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し【令和元年10月1日から適用】

乗用車

【改正前(28改正における税率区分)】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼル車※ (H21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準+10%達成			
	2020年度基準達成	1%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成	2%		1%
	上記以外	3%	2%	2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件:
H17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
(※)プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車は登録車に限る。

【改正後】

区 分		税率		
		自家用		営業用
		登録車	軽自動車	
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車※ クリーンディーゼル車※ (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税	非課税	非課税
ハイブリッド車 ガソリン車 LPG車※	2020年度基準+20%達成			
	2020年度基準+10%達成	1%		
	2020年度基準達成	2%	1%	0.5%
	2015年度基準+10%達成			1%
	上記以外	3%	2%	2%

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。
(※)プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車及びLPG車は登録車に限る。

2 (2) グリーン化特例（軽課）の大幅見直し【令和3年4月1日から適用】

自家用乗用車

【改正前】

取得期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度：令和元年度（取得の翌年度のみ）

自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	
2020年度基準+10%達成	50% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)
 又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

軽自動車税

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)
 又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

【改正後】

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度：令和4年度、令和5年度（取得の翌年度のみ）
 ※令和元年、2年度取得分については、現行の特例措置を延長する。

区 分	軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)
 又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

区 分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)
 又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。



2 (3) エコカー減税(自動車取得税)の軽減割合等の見直し【平成31年4月1日から9月30日までの措置】

乗用車

【改正前】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準 +40%達成	
	2020年度基準 +30%達成	80% 軽減
	2020年度基準 +20%達成	60% 軽減
	2020年度基準 +10%達成	40% 軽減
	2020年度基準 達成	20% 軽減
上記以外	登録車3% 軽自動車2%	

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減
(★★★★)のものに限る。



【改正後】

区 分		軽減率
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又は H21規制からNOx10%低減達成) プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 (H30規制適合又はH21規制適合)		非課税
LPG車 ハイブリッド車 ガソリン車	2020年度基準 +40%達成	
	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減
	2020年度基準 +20%達成	
	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減
	2020年度基準 達成	20% 軽減
上記以外	登録車3% 軽自動車2%	

(注)ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車に適用する排ガス要件:
H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減
(★★★★)のものに限る。

2 (4) 都道府県自動車重量譲与税制度の創設【平成31年4月1日から適用】

1 譲与団体 全ての都道府県（※引上げ分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

	令和元年～3年度	令和4～15年度	令和16年度	令和17年度～
都道府県分の自動車重量譲与税の規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
上記に必要な譲与割合の引上げ分	15/1000	24/1000	68/1000	83/1000
現行の譲与割合(市町村分)	407/1000(本則:1/3)			
改正後の譲与割合【附則(当分の間)】	422/1000	431/1000	475/1000	490/1000

※本則の譲与割合についても改正を行う。

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月

2 (5) 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲【令和16年度から適用】

1 譲与団体 全ての都道府県（※税源移譲分の全額を都道府県に譲与）

2 規模等

		現行	令和16年度～
地方揮発油税への移譲額		—	142億円
揮発油税	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
地方揮発油税	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

3 譲与基準 自家用乗用車(登録車)の保有台数(賦課期日時点における課税台数)

4 譲与時期 6月、11月、3月

3 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減【令和元年10月1日から令和2年9月30日までの措置】

対 象 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%